「適格担保取扱基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融調節の 一層の円滑化を図る観点から、政府(特別会計を含む。)に対する証書貸付 債権および政府保証付証書貸付債権の適格担保の範囲を拡大するとともに、 地方公共団体に対する証書貸付債権を適格担保とするため、下記の諸措置を 講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

- 1.「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日決定)を別紙のとおり一部改正すること。
- 2.1.の一部改正の実施を条件に、「適格担保取扱基本要領」4.(3) の定めにかかわらず、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権については、政府(特別会計を含む。)に対する証書貸付債権に該当するものとして、また、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権については、政府保証付証書貸付債権に該当するものとして、引き続き担保として適格なものとして取り扱うこと。

以上

<本件照会先>

企 画 局 鈴 木(03-3277-3059)

藤 原(03-3277-2813)

金融市場局千田(03-3277-1244)

福 田(03-3277-1272)

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

4.(3)を横線のとおり改める。

(3)適格性判定手続

国債(割引短期国債を除く。)、国庫短期証券(割引短期国債および政府短期証券をいう。)、政府保証付債券、および公募地方債、交付税及び譲与税配付金特別会計に対する証書貸付債権、預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権および銀行等保有株式取得機構に対する政府保証付証書貸付債権以外の担保については、当座勘定取引の相手方である金融機関等(以下「取引先」という。)からの適格性判定依頼を受けて、本行がその適格性判断を行う。この場合、民間企業債務については、債務者である企業の信用力の判断は、「企業の信用判定基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙2.)に基づきこれを行う。

別表 1

担保の種類および担保価格



20. 交付税及び譲与税配付金特別会計政府(特別会計を含む。) 対する証書貸付債権

21. 預金保険機構に対する政府保証付証書貸付債権

2 2 . 銀行等保有株式取得機構地方公共団体に対する政府保証付証書 貸付債権

(特則)略(不変)

別表 2

担保の種類ごとの適格基準

担保の種類	適格基準
国債(変動利付国債、 分離元本振替国債お よび分離利息振替国 債ならびに物価連動 国債を含み、割引短 期国債を除く) (不動産投資法人に対 する証書貸付債権	略(不変)
交付税及び譲与税配 付金特別会計 政府 (特別会計を含む。) に対する証書貸付債 権 預金保険機構に対す る政府保証付証書貸 付債権 銀行等保有株式取得 機構に対する政府保 証付証書貸付債権	(1)および(2)を満たしていること。 (1)入札等の貸付条件の決定方法等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2)残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)であること。
地方公共団体に対す る証書貸付債権	 (1)および(2)を満たしていること。 (1)入札等の貸付条件の決定方法、債務者における公募地方債の発行実績等を勘案して、本行が適格と認めるものであること。 (2)残存期間が10年以内のもの(満期が応当月内に到来するものを含む。)であること。

(附則)この一部改正は、平成21年4月末までの総裁が別に定める日から実施する。